

令和 5 年第 2 回秩父別町議会定例会会議録 目次

令和 5 年 6 月 13 日 (火)

日程	議案番号	議 件 名	頁
1		会議録署名議員の指名	1
2		会期の決定	1
3		諸般の報告	1
4		行政報告	2
5		所管事務調査の報告（総務経済常任委員会）	5
6		一般質問	6
7	承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて [秩父別町町税条例の一部を改正する条例の設定について]	23
8	承認第 2 号	専決処分の承認を求めることについて [令和 4 年度秩父別町一般会計補正予算（第 9 号）について]	24
9	報告第 1 号	令和 4 年度繰越明許費繰越計算書の報告について	28
10	報告第 2 号	令和 4 年度事故繰越し繰越計算書の報告について	29
11	報告第 3 号	町出資法人の事業報告について	29
12	議案第 2 5 号	秩父別町町税条例の一部を改正する条例の設定について	30
13	議案第 2 6 号	秩父別町介護保険条例の一部を改正する条例の設定について	30
14	議案第 2 7 号	秩父別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定について	31
15	議案第 2 8 号	秩父別町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について	32
16	議案第 2 9 号	土地の無償貸付について	33
17	議案第 4 3 号	工事請負契約の締結について (簡易水道施設計装設備更新工事)	33
18	議案第 4 4 号	物品購入契約の締結について (除雪トラック 10t 級)	34
19	議案第 3 0 号	令和 5 年度秩父別町一般会計補正予算（第 2 号）について	36
20～ 31	議案第 31 号～ 議案第 42 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	40
32	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦について	42
33	発議第 3 号	議会改革活性化特別委員会の設置について	42
34		所管事務調査の申し出について (総務経済常任委員会・議会運営委員会)	44
35		議員の派遣について	45

令和5年第2回秩父別町議会定例会会議録

開催年月日 令和5年6月13日（火曜日）

開催場所 秩父別町議会議場

開催時刻 午前10時00分

出席議員（9名）

9番	大野	敬	君	8番	藤岡	浩文	君
1番	松永	徹	君	2番	金子	利生	君
3番	眞島	秀樹	君	4番	岡崎	稔	君
5番	中西	伴浩	君	6番	寺迫	公裕	君
7番	早川	正剛	君				

欠席議員（なし）

出席説明員

町長	澁谷	信人	君	副町長	竹内	剛	君
教育長	早川	聡	君	総務課長	中野	慎司	君
産業課長	笹木	雄介	君	会計管理者	尾垣	義次	君
住民課長	塩地	勇夫	君	企画課長	北垣	慎二	君
建設課長	宮武	幸充	君	教育次長	大山	達美	君
農委事務局長	宮本	幹夫	君	農委会長	吉田	光博	君
代表監査委員	藤岡	和正	君				

欠席説明員（なし）

出席職員

事務局長

書記

内山 潔 君

北 俊 紀 君

議事日程及び議件

別紙議案のとおり

会議録署名議員

5 番

6 番

中西 伴 浩 君

寺 迫 公 裕 君

議 事 の 経 過

(開会宣言)

議 長（大野君）

ただ今から、令和5年第2回秩父別町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

(日程第1 会議録署名議員の指名)

議 長（大野君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、5番 中西伴浩議員、6番 寺迫公裕議員を指名いたします。

(日程第2 会期の決定)

議 長（大野君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月14日までの2日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議ないものと認めます。

よって、会期は本日から6月14日までの2日間に決定いたしました。

(日程第3 諸般の報告)

議 長（大野君）

日程第3、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長（内山君）

諸般の報告をいたします。今期定例会に町長から付議されました事件は、承認第1号から第2号までの2件、報告第1号から第3号までの3件、議案第25号から議案第44号までの20件、諮問第1号1件、次に発

議第3号の1件でございます。

また、議長からの付議事件として所管事務調査の申し出について、議員の派遣についてでございます。

なお、監査委員から5月から6月までに実施いたしました例月出納検査の結果が提出されております。写しをお手元に配付しておりますので、朗読を省略いたします。

以上でございます。

議長（大野君）

次に、私からの報告ですが、お手元に配付のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

（日程第4 行政報告）

議長（大野君）

日程第4、町長から行政報告があります。町長。

町長（澁谷君）

本日、第2回町議会定例会を招集いたしましたところ、お忙しい中、全議員のご出席をいただきまして、誠に有難うございます。

4月24日の第4回町議会臨時会以後の行政執行の主な事項についてご報告申し上げます。

始めに、寄附の採納について申し上げます。

5月9日、東京都の一般社団法人日本鳩レース協会ジャパンカップレース実行委員会の境茂雄放鳩委員長と役員の方が役場にお越しになり、10万円の浄財のご寄附をいただきました。

昨年、一昨年に引き続き、国内最大規模の長距離レース第17回ジャパンカップレースが本町の南山をスタート地点に開催されるにあたり、地域の皆様にご協力をいただくお礼にとのご寄附であります。

有り難く採納させていただき、有効に活用させていただく所存であります。

日本鳩レース協会の益々のご発展をお祈り申し上げます。

次に、農作物の生育状況についてご報告申し上げます。

本町に設置のアメダスによりますと昨冬の累積降雪量は、698cm でありましたが、3月に入ってから好天に恵まれ気温が高かったことから融雪が早く進み、積雪ゼロになったのは、4月7日でありました。

融雪後は、4月中旬から下旬にかけて気温の低い日が多くあったものの好天に恵まれまして、5月の降水量は平年より少なかったことから耕起作業まで順調に進んだところであります。

空知農業改良普及センター北空知支所の発表による6月1日現在の主な農作物の生育状況について申し上げます。

水稻の移植作業は平年よりやや早く進みましたが、朝晩の低温で茎数が若干少なく、一部に植え傷みが出ているものの概ね順調な生育状況であります。

秋まき小麦につきましても、茎数が若干少なく、生育は5月下旬の低温・日照不足により停滞傾向にありましたが、概ね順調に生育しております。

大豆に関しましては、播種・生育とも順調に進んでいるとのことであります。

ブロッコリーは、5月2日に定植作業が始まり、花卉につきましても、6月3日から出荷され、野菜類などの作物も含めまして順調な出荷を期待しております。

本年も生産者各位のご努力が報われ、実り豊かな出来秋を迎えられますことを願いながら、農作物の生育状況の報告とさせていただきます。

最後に、建設工事等の入札結果についてご報告申し上げます。

始めに、5月12日に執行いたしました、2件の入札結果について申し上げます。

1件目は秩父別温泉源泉ポンプ、揚湯管、動力ケーブル交換工事で、既設ポンプの分解工事と揚湯管及び動力ケーブルの交換を行います。

落札者は寺迫工業株式会社、落札額は税込み2,073万5,000円、落札率は97.77パーセント、工期は5月16日から9月15日までとしております。

2件目は、秩父別町中央西C団地公営住宅外部改修工事で、平成3年に

建設いたしました1棟2戸の住宅、2棟の屋根・外壁改修工事を行い、住環境の整備を図るものであります。

落札者は石山建設株式会社、落札額は税込み1,397万円、落札率97.92パーセント、工期は5月16日から7月31日までとしております。

次に、5月18日に執行いたしました、2件の入札結果について申し上げます。

1件目は、秩父別町旧格技場解体工事で、義務教育学校の整備に伴い、支障となる建物を解体いたします。

落札者は興和建设株式会社、落札額は税込み2,843万5,000円、落札率は97.47パーセント、工期は5月23日から10月31日までとしております。

2件目は、秩父別町農産物加工センター外部改修工事で、屋根・外壁の改修工事を実施し、施設の長寿命化を図るものであります。

落札者は北垣建設工業株式会社、落札額は税込み1,837万円、落札率は97.78パーセント、工期は5月22日から8月31日までとしております。

次に、5月23日に執行いたしました令和5年度街路灯LED化改修工事で、今年度は中央西町内の街路灯127基をLEDに改修いたします。

落札者は高村電気株式会社、落札額は税込み2,372万7,000円、落札率は95.99パーセント、工期は5月25日から9月29日までとしております。

次に、5月30日に執行いたしました、3件の入札結果について申し上げます。

1件目は、秩父別地区農業集落排水処理施設機械設備工事で、遠隔操作装置の製作と沈砂排出ポンプ及び沈砂分離機を更新し、機能の強化を図るものであります。

落札者は水ingエンジニアリング株式会社北海道支店、落札額は税込み3,905万円、落札率は98.75パーセント、工期は6月6日から来年3月25日までとしております。

2件目は、秩父別地区農業集落排水処理施設コントロールセンター設備工事で、ばっ気機運転用電気基盤の製作と遠方監視機能の増設を行い、機能の強化を図るものであります。

落札者は東日本計装株式会社、落札額は税込み 4,400 万円、落札率は 97.80 パーセント、工期は 6 月 6 日から 3 月 25 日までとしております。

3 件目は、秩父別地区農業集落排水処理施設電気設備工事で、沈砂排出ポンプ現場操作盤及び汚泥流量計の更新を行い、遠隔操作機能の強化充実を図るものであります。

落札者は東日本計装株式会社、落札額は税込み 2,200 万円、落札率は 96.67 パーセント、工期は 6 月 6 日から 3 月 25 日までとしております。

最後に、6 月 6 日に執行いたしました簡易水道電気計装設備更新工事及び除雪トラック物品購入、2 件の入札を執行いたしましたが、本定例会において議案第 43 号及び議案第 44 号としてご審議いただく予定でありますので、議案説明の折に詳細について申し上げます。

この他 6 件の工事を発注しておりますが、概要につきましては、お手元に資料を配付しておりますので、説明を省略させていただきます。

以上申し上げます、行政報告とさせていただきます。

議 長（大野君）

以上で行政報告を終わります。

（日程第5 所管事務調査の報告）

議 長（大野君）

日程第 5、所管事務調査の報告をいたします。岡崎総務経済常任委員会委員長の報告を求めます。

委 員 長（岡崎君）

別紙により報告

議 長（大野君）

ただ今の常任委員会委員長の報告に対し、何かご意見はございませんか。

（なしの声）

ご意見がないようですので、所管事務調査の報告はこれにて報告済みと

いたします。

(日程第6 一般質問)

議長 (大野君)

日程第6、一般質問を行います。4番 岡崎君の発言を許します。
岡崎議員。

4番 (岡崎君)

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。
水田活用の直接支払交付金厳格化に対する取り組みについて質問させていただきます。

水田活用の直接支払交付金、俗に言う転作交付金でございますけれども、この交付要件が変更され、2022年から2026年までの5年間に稲を植えるか、1ヶ月以上湛水した水田でなければ、いわゆる転作交付金の支払いの対象にならないこととなりました。

稲を栽培、若しくは湛水するための用排水路の設備や畦畔がどうしても必要となります。秩父別町にはこの用排水路や畦畔の無い水田が、どの程度存在するのかを把握していると思っておりますが、どの程度存在するのでしょうか。

土地改良区の管理区域内には、一部を除きほとんど存在しないと思われ、いわゆるタコツボ水田や沢水を利用する区域等に存在するのではと思っておりますが、現段階で把握している面積が分かれば教えていただきたいと思っております。

また、そのような水田を今後どのようにしていくのが、大きな問題だと思います。

秩父別町の基幹作物である水稻を考えると、水稻の作付をする、湛水する施設の再整備をすることが最善の方策であると思っておりますが、施設の整備には多くの費用が必要となるため、転作交付金をあきらめる農業者も出てくる可能性があります。

水田は個人の財産でありますので、今後の方策はあくまでも個人の判断によるものとの考え方もあるかと思っております。

町長が会長であり、JAの組合長が副会長である秩父別町農業再生協議会等では、このことに関する今後の方向性や施設整備費用助成等の対策の必要性を協議されているのかをお伺いいたします。

よろしく願いいたします。

議 長（大野君）

町長。

町 長（澁谷君）

岡崎議員のご質問にお答えをさせていただきますけれども、水田活用の直接支払交付金は、水田で麦・大豆・飼料用米又は米粉用米等の作物を生産する農業者に対しまして交付金を直接交付することで、水田のフル活用を推進し、食料自給率の向上を目的とした制度であります。

制度につきましては、その時々状況によりまして、改正が行われてまいりましたが、平成29年度の見直しにおいて、畦畔などの湛水設備のない農地や用水供給設備のない農地、又は土地改良区の管理区域内にあって賦課金が支払われていない農地は、対象外とする方針が示されたところがあります。

さらに、令和4年度の見直しでは、交付対象となる水田の要件が厳格化され、令和4年～令和8年の5年間に一度も水張りが行われない農地は、令和9年度以降、交付対象水田から外されることとなり、水稻を基幹作物とする本町の農業者にとりましては、大きな転換期を迎えているというふうに考えております。

水田活用の直接支払交付金の対象水田の確認につきましては、毎年7月1日現在の営農計画書や交付対象となる農地を対象とした耕地図等を基に、農業再生協議会が7月上旬と8月下旬に現地確認を行いまして、作付け状況に合わせて水利の確認をしておりますけれども、畦畔の状況につきましては作業の効率化を図るため、それぞれの経営体が独自に撤去されている圃場もありますことから、その面積につきましては把握できていない状況でございます。

また、土地改良区の管理区域外のため池等を利用した水田につきまして

は、約 30 ヘクタール程度ありますけれども、その大部分の圃場で転作物が作付されております。

議員のご指摘にありますとおり、水田活用の直接支払交付金を受給するためには、水田に灌水できる機能が必要であり、その整備には多額の費用を要するものと認識しております。

しかし、水田はあくまでも個人の財産でありますことに加えまして、畦畔等の撤去は農作業の都合でそれぞれの方が独自に撤去されたというふうになっておりまして、その現状復旧につきましても自己負担、これが原則であるというふうになっております。

農業再生協議会におきまして、施設整備助成等対策の必要性を協議されているかとのご質問でございますけれども、農業再生協議会はあくまでも、交付金の配分方法や農地の利用集積等について協議する場でありまして、基盤整備の方針や補助制度を協議する場ではございません。

農地の整備に関しましては、農業者のニーズを把握しながら、農業関係団体と連携をとりながらですね、施設整備費用助成等対策の必要性も含めて検討してまいりたいと思っております。

今後も、基幹産業である農業を守り、将来にわたって安心して営農が継続できる環境整備を進めてまいりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

議 長（大野君）
岡崎議員。

4 番（岡崎君）

大変有難うございます。

私も個人の財産であり、個人が自分で畦畔等を取り払ったということで、あくまでも個人の責任だという考え方が正当なのかなという気がいたします。

ただですね、そういうところは先程もお話しましたとおり、今後ともですね、転作交付金がなくなれば、もう何もしないと、完全な荒地、俗に

いう耕作放棄地になってしまうのじゃないかなと、いうふうな心配が個人的にはいたします。

耕作放棄地となればですね、いずれは山林か原野に戻ってしまうと、いうような形になるかと思えますけれども、それでも仕方がないのかなという気もいたしますけれども、なんとか他の方策があれば、耕作放棄地というような見苦しい状態にならないようなことができればなど、いうふうに考えてございます。

ただ、その他の色々なお話を聞いてみますと、土地改良区の管理区域内ですか、ここにもですね、既に経営面積が農家の皆さん増えまして、育苗施設でハウスを水田に立てていくと、あるいは施設園芸等でですね、ハウス栽培を長年やられている、というところもかなり面積があるようでございます。

こういうところについてはですね、多分ハウスを動かして、一度水張りをするとか、水田をつくるとか、というようなことはしないだろうと、いうようなお話も聞きました。当然そうかなと、いう気はいたします。そういうところは除いて、先程お話しましたタコツボ水田等の耕作放棄地、これをなんとか防ぐ方策はないのかなと、いう考え方、思いをする訳でございませけれども、それについてもですね、行政としては特に何の指導、あるいは助言等も行う考えはないのか、その辺も再度お伺いいたしたいと思っております。

議 長（大野君）
町長。

町 長（澁谷君）

今の議員のおっしゃった、ほとんど中山間地域だと思うのですがけれども、そこで今畦畔のないいわゆる水田、地目水田になっているところでもありますけれども、これからもですね、ほぼ水田を作る頭はないというふうには私は思っておりますし、色々確認していくと、せいぜい畑、麦だとかでしようけれども、要するに今の畦畔のないところで新たに畦畔を作って水田を作るという意味のある方はほとんどおられないというふうには私は理解

しております。

それから、北いぶき管内、妹背牛・沼田にお話を伺いましたら、今のところ行政は全く考えていないと。

そこで、百歩譲ってですね、例えば畦畔作る助成出したとした時に、1ヶ月湛水したら交付金対象になるのですよ。1ヶ月水張って、また畦畔壊してですね、畑にされると、そうするととても公平性の観点から全く担保できないということで、今のところは考えていないし、農協さんとこれから、こういった質問があったものですから協議はしていきたい。

ただ、再生協で話すことではないものですから、これから農協さんとは話をしていきたいと思っております。

それから、改良区さんの水代、賦課金の問題も出たのですけれども、これは国がですね、対象水田から外れた後に賦課金の差額は丸々改良区に交付するということによって言っているようでございますので、その心配はないというふうに思っております。

以上でございます。

議 長（大野君）
よろしいですか。

4 番（岡崎君）
はい。

議 長（大野君）
それでは2つ目の質問をどうぞ。

4 番（岡崎君）
それでは、次の質問をさせていただきます。
こども園の紙おむつの処理方法についてでございます。
私は以前にこども園の紙おむつの処理について、園での処理か保護者の持ち帰りかを質問させていただきました。
その時の町長の答弁は、「ゴミの収集や保管場所の確保、費用の問題が

あるが、保護者や保育士の意見を聞き、指定管理者と連携し検討をする。」との答弁をいただいたところでございます。

今年の1月23日に厚生労働省が「おむつは保護者の持ち帰りではなく、園で処分するように進めてほしい」と、全国の自治体に示したようでございます。

また、園で処分する際に必要となるゴミ箱の購入補助も行うとの方策が示されたようでございます。

現在、秩父別町のこども園でのおむつの処理はどのようになっているのか、今後はどのようにするお考えなのかをお伺いいたします。

議 長（大野君）

町長。

町 長（澁谷君）

紙おむつの処理方法でございますけれども、昨年9月に岡崎議員から同じ質問をいただきまして、処理方法につきましては、これまで保管の問題だとか健康状態を把握する観点からですね、保護者が持ち帰るということでうちは行っておったところでございますけれども、議員からご指摘いただきましたことによって、国では本年1月にですね、認可保育所における使用済みおむつの処分状況の調査結果に基づきまして、使用済みのおむつは保育所等において処分することを推奨でございますけれども、推奨して、各自治体に通達を発出したところでございます。

町といたしましても、指定管理者である社会福祉協議会を通じ、こども園でのおむつの処分について現場の保育士の意見をお聞きしましたけれども、収集したおむつの保管場所や処分方法などクリアすべき課題も多くて、早々の対応は困難であり継続して検討していく旨の回答をいただいたところでございます。

今後は、保護者と指定管理者である社会福祉協議会と連携をしっかりとりながらですね、様々な意見も参考にしながら、こども園でのおむつの処分について、保護者とか保育士の負担軽減に繋がる最善な方法を検討してまいりたいと思っております。

これからも、こども園が町民の皆様方に信頼される施設となるよう努めてまいりますので、ご理解いただきたいというふうに思っております。

議 長（大野君）
岡崎議員。

4 番（岡崎君）

有難うございます。

まだ結論は出ていないというふうに解釈をさせていただきました。いろんなことを読んでみますとですね、園で処分の方が保育士の労働力の負担の軽減にもなるし、保護者の負担の軽減にもなるというような話を聞いてございます。

健康管理という部分ではですね、おむつの必要な子は家に帰ったらおむつをしない訳ではなく、家でもおむつをしておりますので、その時にですね、便での健康状態の把握っていうのは、できるのかなという気もいたします。

であればですね、処理のゴミ箱ですか、これも助成するよというような方針になったようでございますので、ぜひ前向きにですね、園での処分について、今後とも進めていただければというふうに思います。

まだ、現段階では結論が出ていないと、いうことは理解させていただきました。

議 長（大野君）
町長。

町 長（澁谷君）

昨年岡崎議員の質問いただいた後ですね、保育士交えて相談して、できれば5年度の予算に組み込みたいということで、早々に動いたのですが、現場の保育士が何分まだいないということでございましたので、全員が全員いないということではないのですけれども、保育士の意見を

まとめると、まだ足りないということでありましたので、私どもでは保育士がいないと言っているのに、これやりなさいということにはなりませんので、正直なところ、まだ処分を保育所でやっていない状況でございますし、箱の補助金と申しますけれども、何万円の世界でございます、補助金といっても。

ただ、箱のお金くれるだけで、別に遅れたからといって、あのお金なかったから、うちの財政傾くとは思っておりませんので、急いでですね、やること、それとやっているところに聞くと、どうしても臭いが出るということです。

袋に密封して閉じて箱に入れるのですけれども、夏はどうしても臭いが出ると。

ですから、それを屋内に置くのがいかなものかということがまずあるのと、屋外に置く場合に例えば車庫的なものを作ってですね、置いても臭いは出ると。

そうすると、冷凍のストッカーでも置けばどうなのとなると、屋外にそれを置くととんでもない電気料がかかる、夏場ですね。

それで、臭いの出ない方法、そして保育士の皆さん方が苦勞されない方法をですね、なんとか考えて、もちろん親御さんの意見もあるでしょうけれども、まずは保育士さんの声を聞きながらですね、やるとなればすぐ、そのことは補正でも対応してやっていきたいというふうには思っていると、前向きには考えているところでございます。

議 長（大野君）

岡崎議員。

4 番（岡崎君）

保育士さん達がですね、まだ足りないというのは、どういう意味でまだ足りないという言い方なのか。

もう少し環境を整えばやってほしいという考え方なのか、今のところ必要ないという考え方なのか、その辺はどちらの意味でまだ足りないのでしょうか。

議 長（大野君）
町長。

町 長（澁谷君）
まず置く場所なのです。置く場所屋内に置きたがらない、やっぱりどう
しても臭いが出るということで。
それと今言ったように、全員が全員いらないと言っている訳ではない。
あったらいいねと言う人ももちろんおりますし。

議 長（大野君）
暫時休憩します。

休 憩 午前 10 時 29 分

再 開 午前 10 時 30 分

再開します。
岡崎議員。

4 番（岡崎君）
大体分かりましたけれども、これから検討されるということでございま
すし、ぜひですね、保護者の意見も多く聞き入れてですね、それを参考に
して前向きに取り組んでいただければというふうに思いますので、よろし
くお願いいたしたいと思います。

議 長（大野君）
町長。

町 長（澁谷君）
私も岡崎議員から昨年質問をいただいてから、これは必要だというふう

に思っておるのですけれども、何分現場がそういう声だったのですけれども、何とか臭いを出さない方法をとにかく考えてですね、なるべく早いうちに手を打ちたいというふうに思っております。

議 長（大野君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前 10 時 30 分

再 開 午前 10 時 33 分

再開いたします。

岡崎議員 3 点目の質問をどうぞ。

4 番（岡崎君）

次にですね、パークゴルフの冠大会の開催、これについてお伺いいたします。

本町のパークゴルフ場は指定管理者の健全な管理によりまして、芝の状態や休憩場の清掃管理も良好であり、町民はもとより、町外からも多くの方々に訪れていただいています。

パークゴルフ場は圧倒的に老人の利用が多い現状でございますけれども、最低でも 1～2 時間程度は歩きますので、健康の維持にも貢献していますし、町外の方々が来町してくれていることによる経済効果もあるものと思います。

私も年に何回かは利用させていただいておりますけれども、その時に何度か質問されることがありました。「なぜ秩父別町には、町長や教育長や議長の主催する大会がないのか」という質問でございます。

近隣の市や町には町長等の冠を付けたパークゴルフ大会があり、町長なども一緒に参加して町民や町外の方々とも交流を図っており、秩父別町も実施してほしいとの意見がありました。

私の聞いた意見は、ほんの少数意見かもしれませんが、北空知管内の市

町では、ほとんど冠大会が行われていることは事実のようであります。

パークゴルフ協会の方々等の意見などを聞き、冠大会の実施について検討をされてはどうかと思い、その可能性について伺いたします。

議 長（大野君）

町長。

町 長（澁谷君）

パークゴルフ冠大会についてお答えいたしますけれども、本町のパークゴルフ場につきましては、町民の皆様の健全な心身の発達とパークゴルフの普及、振興を図るために平成 10 年 7 月にオープンいたしました。

平成 13 年度からは、本町でも町内パークゴルフ団体の育成と温泉施設の利用促進を目的にですね、町長杯兼ゆう&ゆ杯パークゴルフ大会を設けて、令和元年度の第 19 回大会まで開催してきたところであります。

しかし、近年パークゴルフは一般的なスポーツとして普及しておりまして、町内のパークゴルフ団体におきましても積極的に活動されまして、町内外の大会に参加されるなどしており、概ね大会の目的が達成されたものと認識しておりますし、大会に参加する町民の方が少ないというのが現状でございまして、町の社会教育事業として実施する意味合いが希薄になっている状況でございました。

さらに、例年 3 月の町議会定例会において報告しております、教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書でも、課題ありとする C 判定が続いておりまして、令和 3 年度の報告では抜本的な見直しが必要である E 判定となったところであります。

これらのことから、町パークゴルフ協会等の意見も伺ったうえでですね、令和 4 年度に町長杯は廃止いたしましたけれども、本町の PR のためにも、ゆう&ゆ杯として引き続き開催しているところであります。

しかし、議員ご指摘の町長杯という冠大会の開催要望が多いようでありましたらですね、それを真摯に受け止めて、今後大会の意義、目的等を見極めながら、町パークゴルフ協会の意見も伺いながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議 長（大野君）
岡崎議員。

4 番（岡崎君）

有難うございました。

今のご説明の中にですね、A判定とかE判定とかっていうふうな判定のことをおっしゃったような気がするのですけれども、具体的にどういうことなのか、お聞かせいただきたいと思います。

議 長（大野君）
町長。

町 長（澁谷君）

3月定例会に毎年議会に報告しておるところです。

議 長（大野君）

いいですか。岡崎議員。

4 番（岡崎君）

今の前向きといいましょうか、検討させていただきたいというふうに答弁をいただきましたけれども、北空知管内でですね、深川・妹背牛・沼田・北竜、中空知では雨竜・新十津川・奈井江、これら全部町長等の冠大会が開催されているというふうに、私の調べた範囲ではございます。

ここにある令和5年度の北空知のパークゴルフ大会のスケジュール表、それから中空知のパークゴルフ大会のスケジュール表がある訳でございますけれども、これ全部ですね、無料という訳ではなく、参加者から参加負担金をとって開催しているということでございまして、6月には妹背牛の町長杯、それから同じく6月には妹背牛の議長杯、7月には雨竜の町長杯、それから7月には同じく沼田の町長杯というような形でですね、それぞれ町長なり議長なりの冠を付けた大会が開催されているようでございまして、町長もその大会には参加して交流を図っていると。

ぜひ、うちの町長もですね、そんな形で出てきていただいて、皆さんと交流を図ってくれればうれしいのだけどな、というのが私が聞いた意見でございます。

先程申しましたとおり、それが全ての方の意見だというふうには思っておりませんので、協会の方々とお話というか、されてですね、前向きに検討していただければなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議 長（大野君）
町長。

町 長（澁谷君）

おっしゃることは十分承知いたしましたけれども、実はこの質問をいただいた後にパークゴルフ協会の方何人かとお話する機会がありまして、その方達は「ゆう&ゆ杯があつたらいいのじゃないの。」ということをおっしゃっていましたし、これからも協会、しっかりした会議の中でお話を伺っていこうと思っております。

私個人としては、今例えば道新杯だとかいろんな大会が各地で行われている。本町でもいろんな大会が行われている。そこに町長杯がいるのかなというのが正直な気持ちでありますし、ゆう&ゆ杯やっておりますし、やるとしたらまたそれに戻す、ゆう&ゆ杯と町長杯を兼ねるだけのことになるのであれば、はたしてそれが必要なのかなということも考えております。

今議員言われたことも含めましてですね、協会の方にもう一度相談させてもらって、これからの方向を検討していきたいというふうに思っております。

議 長（大野君）
よろしいですか。

4 番（岡崎君）

はい。

議 長（大野君）

それでは4つ目の質問をどうぞ。

4 番（岡崎君）

それでは最後の質問をさせていただきます。

警察官駐在所の位置と移転についてお伺いいたします。

JR留萌線の廃止により、現在の商工会の場所にバス停・商工会・コミュニティ会館を併設した施設を建設する予定であると聞いており、さらに北空知信用金庫からは、秩父別支店も併設させていただきたいとの申し出があるとも聞いているところでございます。

限られた敷地の中に多目的施設を建設することになった場合、現在の商工会東側の国道から駐在所までの町道がどのようなになるのか、これが私は心配でございます。

現段階では、どのような施設を盛り込んだ施設になるかは確定していませんが、仮に施設建設のため町道が無くなるとしたら、駐在所は国道から見えにくい状況になりますし、非常時の対応にも支障が出てくるのではないかというふうに思います。

建設予定地は秩父別町のメインストリートに面しております。

私は駐在所や消防署など地域の防犯、防災を司る施設は、多くの人々の目に触れ、非常時に迅速に出動できる場所にあつてこそ、犯罪の防止や住民等に安心感を与えるものと思います。

そこで、このたび建設予定の施設に警察官駐在所も併設してはどうかというふうに思います。移転する場合、北海道との費用負担の協議も必要かと思えますし、建設費用も増額になると思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

議 長（大野君）

町長。

町 長（澁谷君）

警察官駐在所の位置と移転についてでございますけれども、まず最初です、駐在所はあくまでも北海道の施設だということを踏まえた上でお答えさせていただきます。

J R 留萌本線が令和 8 年 3 月末で廃止となることが決定いたしまして、その代替交通は既存のバス路線へと転換される訳でございますけれども、従いまして、国道沿いに雨風をしのげるバス待合所と秩父別町商工会、さらに町民のコミュニティスペース等の機能を併せ持った複合施設を建設していきたいと考えております。

本年度は、実施設計に係る予算を計上しておりまして、先月末の入札会で委託業者が決定されまして、作業に取りかかったところであります。

実施設計につきましては、今後関係機関と協議をしながら進めてまいりますけれども、私なりの机上の青写真でございますけれども、施設整備の区域につきましては、商工会の周辺、さらには旧消防庁舎跡地、合わせたエリアと考えております。

新たな施設につきましては、現在の商工会の北側に建設いたしまして、既存の商工会館については撤去して跡地を駐車場としたいというふうに思っておりますし、駐在所につきましては、国道からの見通しも今より良くなるというふうに思っているところでございます。

商工会東側の国道からですね、駐在所に向かう町道市街 44 号路線につきましては、これをそのまま生かした中で設計を進めていきたいというふうに思っているところでございまして、また、駐在所につきましては本署に確認しましたところ、今のところ移転の考えは持ち合わせていないということでございます。

また、派出所とか交番ではなく駐在所がですね、公共施設等に入居している例は北海道内ではございませんので、防犯上や機密情報管理の観点からも独立した施設となっているのが一般的で、仮に設置するにしてもですね、敷地面積が限られている、さらには建設に係る費用の問題など多くの課題を抱えておりまして、駐在所の移転は難しいのかなというふうに考えているところでございます。

今後は、新たな施設に入居する秩父別町商工会やさらにテナントとして

入居する予定の金融機関、さらには既存路線のバス会社、国道の道路管理者である北海道開発局、さらには警察等の関係機関との協議を重ねながらですね、しっかり設計を進めて、身の丈に合った施設の整備に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議 長（大野君）
岡崎議員。

4 番（岡崎君）

既の実施設計を発注されたというふうに今お聞きいたしましたけれども、建物は現在の商工会館付近に集約されて、商工会の東側の町道はそのまま残ると、バスの乗降場については元の消防庁舎、あちらの方に集約されるというふうな考え方に今なっているということでしょうか。

議 長（大野君）
町長。

町 長（澁谷君）

まだここでそんなしっかり言っているのか分かりませんが、今の商工会の裏側に作って、今の町道44号線南北に走っておりますけれども、それを活かしてそこバス入って来て、そこで沼田行きも留萌行きも深川行きも旭川行きも全部そこに入ってもらって、待合所から雨に濡れないで乗れると、乗ってバスこう回って出ていくというふうに、だから深川から来るバスも沼田から来るバスも全て1回そこに入ってくださいということで考えておまして、道路から東側についてはバスの転回場所になるだろうというふうに思っておるところでございます。

それから、見通しが悪くなるという話ですけれども、駐在所作ったときが平成16年であります。

別にうちがあそこに作れと言った訳ではなく、北海道があそこに作ったのですけれども、その時には消防庁舎前にあったのです。消防庁舎は平成26年ですから、10年間消防庁舎前にあった中で、ですから岡崎議員懸念

する、見通しが悪くなるというのは、むしろ前よりも良くなっているというように私は理解しております。

議 長（大野君）

岡崎議員。

4 番（岡崎君）

あそこの道路がですね、私はこれだけの施設を作るとすれば、なくなってしまうのではないかというふうな感覚を持ったわけです。

そうすると、やはり国道から道路のところに建物が建ったりなんかすると、駐在所っていうのは全く見えなくなりますよね。

ですから、そういう心配をしたのですけれども、あそこの道路が今のまま残るよということであれば、今と条件がそんなに変わらないのかなというふうな感じがいたします。

やむを得ないのかなというふうに私は今判断した訳ですけれども、その道路がなくなるものというふうに思ったものですから、こういう質問をさせていただきました。

有難うございました。

議 長（大野君）

町長。

町 長（澁谷君）

私も今設計できた訳ではない、私の頭の中の絵で話させていただいたのですけれども、今の44号路線はそのままできれば使いたいというふうに思っているのですけれども、面積等の関係で、もしかしたら道路が、今の44号がなくなるかもしれませんけれども、いずれにしても駐在から出る道路は必ずどこかに設けなきゃ、作らなきゃいけないと思っておりますので、駐在が袋小路になるということではなく、当然バスも入ってこなきゃいけないので、今の町道44号よりも西にずれるか東にずれるか分かりませんが、道路は必ず残す予定でございます。

議 長（大野君）
よろしいですか。

4 番（岡崎君）
はい。

議 長（大野君）
以上で、岡崎議員の質問を終了いたします。

（日程第7 承認第1号「専決処分の承認を求めることについて〔秩父別町町税条例の一部を改正する条例の設定について〕」）

議 長（大野君）
日程第7、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて〔秩父別町町税条例の一部を改正する条例の設定について〕」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（中野君）
別紙議案により説明

議 長（大野君）
これより、承認第1号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

（ありませんの声）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。承認第1号は、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号は原案どおり承認することに決定いたしました。

(日程第8 承認第2号「専決処分の承認を求めることについて〔令和4年度秩父別町一般会計補正予算(第9号)について〕」)

議 長 (大野君)

日程第8、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて〔令和4年度秩父別町一般会計補正予算(第9号)について〕」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長 (中野君)

別紙議案により説明

議 長 (大野君)

これより、承認第2号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。 藤岡議員。

8 番 (藤岡君)

ふるさと納税の関連で質問をさせていただきます。収入の方では1,700万の補正で増えている訳ですが、歳出の方で1,500万マイナスになっているというのは、何が原因なのかっていうのを教えていただきたいっていうのと、町長からも色々教えていただいている分で、お米がメインで人気があるのだよということで、返礼品ですね、ふるさと納税も、大きな額になっているというふうに認識をさせていただいているのですが、その辺の返礼品の内訳っていうのですか、お米が一番人気だというのは理解させていただいていますが、他にも何品も返礼品用意していただいていると思いますが、その辺の金額ベースでもパーセンテージでもいいのですが、例えばお米が納税額の何割位で、ミドナポだとかトマトジュースだとか何%位だとかっていう内訳が、把握している部分があれば、教えていただきたいと思います。

議 長 (大野君)

企画課長。

企画課長（北垣君）

まずご質問でございますが、歳入の方でございますけれども、額の確定によりまして、この金額増となっております。

歳出の方の減につきましては、歳入ベースで返礼品の方の予算を確保しましたので、実際うちの町のふるさと納税全体の8割程がお米の定期便でございます。

お米の定期便は令和5年9月までの発送分のもが含まれてございますので、正直申しまして令和5年の予算で対応すべき部分が含まれていたということで、減していることをご理解をいただきたいと思っております。

あと返礼品でございますが、お米がほとんどでございます、お米がまず、9割以上がお米でございます。

残りの内訳としましては、トマトジュースがやはり多くなってございまして、その他といたしましては、あと鹿肉のビーフジャーキーですとか、メロンですとか、そういった部分が含まれてくるのかなと思っております。

以上でございます。

議長（大野君）

藤岡議員。

8 番（藤岡君）

有難うございます。

ふるさと納税の収入も馬鹿に出来ないといえますか、大変有難いことで、いろんな部分で予算といえますか、有効に使われているというふうに思います。

今のところ北空知もお米中心の町でございますし、ご多分に漏れず秩父別もそうなのですが、お米が今後もふるさと納税の主力になっていくのかなと思っておりますが、何か、以前にどなたかが質問したことがあったかと思っておりますが、新たな返礼品の開発ですか、そういう部分につきまして、どの程度考えられている分あれば教えていただければと思っております。

議 長（大野君）
町長。

町 長（澁谷君）

今議員おっしゃったように、ほとんどこれからも米しかうちはないと思っておりますし、米を活かした何かないかということで、今業者の方と話しているのは米じゃなくてご飯、パックご飯どうなのだということで今やっているのですけれども、ただロットがやっぱりかなり多いものですから、それはだから、恒常的にずっとやれるのなら向こうもライン入れてくれるのですけれども、1年2年で駄目だからやめたというのなら困るということで、今ちょっとそこで止まっている部分があります。

それから何日か前の新聞です、ある町がですね、ここに松永議員おられますけれども、メロンを農家が一軒しかないのに、とんでもない額売り上げていると。

そうすると、お聞きしましたら他の町から持って来て、熟成させていると、その町で。

それで道が、それでOKしたみたいなので、その方法がいいのならうちも何かやれるかなというふうには今のところ考えています。

ただ、今のところ米しかないだろうというふうには思っておりますけれども、これからコロナも明けてきた時に米がどれだけ売れるか、それも考えながら進めていかなきゃいけないとは思っております。

議 長（大野君）
藤岡議員。

8 番（藤岡君）

色々品を変え、消費者のニーズも変わってきていると思いますので、その辺もよろしくお願ひしたいと思いますが、近年健康志向ブームがより強くなっているのかなというふうに考えておりますので、おそらくというか多分前田議員の一般質問だったと思いますが、玄米の需要、品を出すのは

どうなのかということがあったかと思いますが、玄米食べづらい訳ですが、米糠に含まれている栄養素というのは馬鹿に出来ないというのはもう明白な部分があると思いますので、そちらの方も希望は少ないかとは思いますが少し、私も色々道の駅だとか周っている中では、玄米もかなりそこで店頭で並んでいるというふうに見ている訳で、秩父別にも玄米のコーナーがあるといいかなというようにも思ったりもしますので、今後の需要に応じてですね、いろんな品物を揃えていくというのが、いいのかなと思いますので、また今後の検討を重ねていただければと思います。

有難うございます。

議 長（大野君）

町長。

町 長（澁谷君）

今議員おっしゃったように、前田議員から質問いただいた時に、それからですね、玄米の需要を調査しましたし、どういったこと出来るのかということで確認したのですけれど、やっぱり如何せん、やっぱり量が少ないと。出る量が少ないということが一番ネックでございまして。

それから、精米業者に聞きましたら、玄米は素人考えだとただそのまま出せばいいのじゃないのといったらそうじゃないらしいので、また別に投資をしなきゃいけないということで、そのリスクがどれだけあるのかと、業者にしたらどれだけリスクを背負うのかということで、それも含めてですね、これからいろんなことで考えていかなきゃいけないと思っております。

もちろん、その中に玄米も候補には入れていきたいと思っておりますし、米以外に何かあればやっていきたいというふうに思っておりますので、今いただいた意見十分参考にしながら進めてまいりたいと思っております。

議 長（大野君）

他に質疑ありませんか。

(ありませんの声)

ないようですので、これで質疑を終了します。

お諮りいたします。承認第2号は、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号は原案どおり承認することに決定いたしました。

11時15分まで休憩といたします。

休 憩 午前 11 時 3 分

再 開 午前 11 時 15 分

再開いたします。

(日程第9 報告第1号「令和4年度繰越明許費繰越計算書の報告について」)

議 長 (大野君)

日程第9、報告第1号「令和4年度繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長 (中野君)

別紙議案により説明

議 長 (大野君)

これより、報告第1号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

報告第1号は、これにて報告済みといたします。

(日程第 10 報告第2号「令和4年度事故繰越し繰越計算書の報告について」)

議 長 (大野君)

日程第 10、報告第 2 号「令和 4 年度事故繰越し繰越計算書の報告について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長 (中野君)

別紙議案により説明

議 長 (大野君)

これより、報告第 2 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

報告第 2 号は、これにて報告済みといたします。

(日程第 11 報告第3号「町出資法人の事業報告について」)

議 長 (大野君)

日程第 11、報告第 3 号「町出資法人の事業報告について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 企画課長。

企画課長 (北垣君)

別紙議案により説明

議 長 (大野君)

これより、報告第 3 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了します。

報告第 3 号は、これにて報告済みといたします。

(日程第 12 議案第 25 号「秩父別町町税条例の一部を改正する条例の設定について」)

議長 (大野君)

日程第 12、議案第 25 号「秩父別町町税条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長 (中野君)

別紙議案により説明

議長 (大野君)

これより、議案第 25 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 25 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 25 号は原案どおり可決いたしました。

(日程第 13 議案第 26 号「秩父別町介護保険条例の一部を改正する条例の設定について」)

議長 (大野君)

日程第 13、議案第 26 号「秩父別町介護保険条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長（塩地君）

別紙議案により説明

議長（大野君）

これより、議案第 26 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

（ありませんの声）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（なしの声）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 26 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 26 号は原案どおり可決いたしました。

（日程第 14 議案第 27 号「秩父別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定について」）

議長（大野君）

日程第 14、議案第 27 号「秩父別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長（塩地君）

別紙議案により説明

議長（大野君）

これより、議案第 27 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 27 号は、原案どおり決定することにご異議
ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 27 号は原案どおり可決いたしました。

(日程第15 議案第 28 号「秩父別町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について」)

議 長 (大野君)

日程第 15、議案第 28 号「秩父別町過疎地域持続的発展市町村計画の一部
変更について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 企画課長。

企画課長 (北垣君)

別紙議案により説明

議 長 (大野君)

これより、議案第 28 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませ
んか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 28 号は、原案どおり決定することにご異議
ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 28 号は原案どおり可決いたしました。

(日程第16 議案第 29 号「土地の無償貸付について」)

議 長 (大野君)

日程第 16、議案第 29 号「土地の無償貸付について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長 (中野君)

別紙議案により説明

議 長 (大野君)

これより、議案第 29 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 29 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 29 号は原案どおり可決いたしました。

(日程第17 議案第 43 号「工事請負契約の締結について(簡易水道施設計装設備更新工事)」)

議 長 (大野君)

日程第 17、議案第 43 号「工事請負契約の締結について (簡易水道施設計装設備更新工事)」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 建設課長。

建設課長（宮武君）

別紙議案により説明

議長（大野君）

これより、議案第 43 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 43 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 43 号は原案どおり可決いたしました。

（日程第18 議案第 44 号「物品購入契約の締結について（除雪トラック 10t 級）」）

議長（大野君）

日程第 18、議案第 44 号「物品購入契約の締結について（除雪トラック 10t 級）」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 建設課長。

建設課長（宮武君）

別紙議案により説明

議長（大野君）

これより、議案第 44 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。 岡崎議員。

4 番（岡崎君）

先程も繰越の議案がございましたけれども、このトラック今3月31日までという納期というふうにお聞きしましたけれども、今年度の使用は不可能ということなのでしょうか。

議 長（大野君）

建設課長。

建設課長（宮武君）

今回購入するものは、3月27日を納入期限としておりますので、使用は来シーズンからになります。

4 番（岡崎君）

分かりました。

議 長（大野君）

よろしいですか。

4 番（岡崎君）

はい。

議 長（大野君）

他に質疑はございませんか。

（なしの声）

ないようですので、これで質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第44号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 44 号は原案どおり可決いたしました。

(日程第 19 議案第 30 号「令和5年度秩父別町一般会計補正予算(第2号)について」)

議 長 (大野君)

日程第 19、議案第 30 号「令和 5 年度秩父別町一般会計補正予算 (第 2 号) について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長 (中野君)

別紙議案により説明

議 長 (大野君)

これより、議案第 30 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。 岡崎議員。

4 番 (岡崎君)

A T M の更新の負担金についてお伺いいたします。町の負担の割合はどの程度になるのでしょうか。

議 長 (大野君)

総務課長。

総務課長 (中野君)

今回の機械更新に掛かる費用 10 分の 10、町が負担するものでございます。

4 番 (岡崎君)

全額。

議 長（大野君）
よろしいですか。 岡崎議員。

4 番（岡崎君）
農協さんのATMだと思うのですが、全額町が負担というのは、
そういうのがああいうものの常識なのでしょうか。

議 長（大野君）
町長。

町 長（澁谷君）
常識か非常識か分かりませんが、私どもあれを使って、享受して
いるのは我々、それから町民の方、窓口に来る町民の方でございまして、
農協さんは正直役場に置く気はなかったようでございますけれども、それ
を今結構使っているものですから置いてくれていること。
それからメンテについては、全て農協さんが見てくれるということでお
話して、その代わり設置は町でやってくれということで、そういうことに
したところでございます。

議 長（大野君）
岡崎議員、よろしいですか。

4 番（岡崎君）
分かりました。

議 長（大野君）
他に質疑はございませんか。 藤岡議員。

8 番（藤岡君）
11 ページの振興券の関係で教えていただきたいのですが、住民1人当
たり5千円でしたよね、交付するというところでございます。

単純にこの金額を割りますと、2,420人位の人口になるのかなと思うのですが、現在の人口よりも多いというふうに思うのですが、その辺の計算はどんなふうになっているのでしょうか。

議 長（大野君）
町長。

町 長（澁谷君）
先程総務課長説明したように、これには事務費もそう書いてある、事務費も含まれておりますので、数字が合わないと思っております。

議 長（大野君）
よろしいですか。次に関連で。 寺迫議員。

6 番（寺迫君）
関連なのですけれども、還元率のプレミアムパーセントと、あと発行日と期間ですね、何月から何月まで使えるかっていうのを教えていただけますか。

議 長（大野君）
町長。

町 長（澁谷君）
プレミアム商品券ではありませんので、還元率も何も、5千円の券配って5千円使っていただくということでございます。

今のところこの議会で議決いただければ、出来れば7月、印刷間に合えばなのですけれども、デザインはある程度考えているのですけれども、業者ともこれから印刷も製本もあるものですから。

間に合えば7月1日から年内は使っていただきたいというふうに考えているところでございます。

6 番（寺迫君）

はい、分かりました。

議 長（大野君）

よろしいですか。他に。 松永議員。

1 番（松永君）

6 ページ、強い農業・担い手づくり事業の 1,300 万ですけれども、この事業に対しての申込みというか、その件数は何件位あったのか、実際に採択になったのは何件あったのか、教えていただけますでしょうか。

議 長（大野君）

産業課長。

産業課長（笹木君）

事業に対して申込みあった件数はちょっと把握しておりませんので、後程担当者に確認いたしますが、今回の採択されました事業それぞれ 1 件ずつとなっております。

合わせて 2 件の申込みが採択になったということでございます。

議 長（大野君）

松永議員。

1 番（松永君）

いつも思うことなのですが、この事業に対して国から指名される時期もギリギリということもあるとは思いますが、大量の F A X が入って、なかなかちょっと分かりづらい部分もあつたりするので、今コロナも少し落ち着いてきているということもあるので、出来れば何か説明会みたいなものでも開いていただければと思っております。

ご検討よろしく願いいたします。

議 長（大野君）
町長。

町 長（澁谷君）
今初めてそういった声聞いたものですから、そういった要望があれば説明会をやるのもやぶさかではないと思っておりますので。
ただ、それに来れないから、もう1回やってくれと言われても困るのですけれども、前向きに考えさせていただきます。

議 長（大野君）
他に質疑はございませんか。
（なしの声）
質疑がないようでございますので、これにて質疑を終了します。
これより討論を行います。討論はございませんか。
（ありませんの声）
討論なしと認めます。
お諮りいたします。議案第30号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）
ご異議なしと認めます。
よって、議案第30号は原案どおり可決いたしました。
暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 57 分

再 開 午前 11 時 57 分

再開いたします。

**（日程第20 議案第31号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」から
日程第31 議案第42号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」）**

議 長（大野君）

日程第 20、議案第 31 号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」から、日程第 31、議案第 42 号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」までの 12 件を一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第 20、議案第 31 号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」から、日程第 31、議案第 42 号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」までの 12 件を一括議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 町長。

町 長（澁谷君）

別紙議案により説明

議 長（大野君）

本件は人事案でございますので、質疑・討論を省略して、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略して、直ちに採決を行います。

お諮りいたします。議案第 31 号から議案第 42 号までを一括採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 31 号から議案第 42 号は、原案どおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 31 号から議案第 42 号は、原案どおり同意することに決

定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 12 時 1 分

再 開 午後 12 時 2 分

再開いたします。

(日程第 32 諮問第 1 号「人権擁護委員の推薦について」)

議 長 (大野君)

日程第 32、諮問第 1 号「人権擁護委員の推薦について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。

町 長 (澁谷君)

別紙議案により説明

議 長 (大野君)

本件は人事案にかかる質疑・討論については、希望者はいないと思うので、省略いたします。

お諮りいたします。諮問第 1 号は、原案どおり適任であると答申したいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、諮問第 1 号は、原案どおり答申することに決定いたしました。

(日程第 33 発議第 3 号「議会改革活性化特別委員会の設置について」)

議 長 (大野君)

日程第 33、発議第 3 号「議会改革活性化特別委員会の設置について」

を議題といたします。事務局長に朗読させます。

事務局長（内山君）

別紙により朗読

議長（大野君）

本件について、提出者の金子議員、何か補足することはありませんか。

2 番（金子君）

この度発議をさせていただいております。全議員の皆さんのご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

議長（大野君）

本件に対して、質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。発議第3号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号は、原案どおり可決いたしました。

お諮りいたします。ただ今設置されました、議会改革活性化特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、議長により指名することといたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

議会改革活性化特別委員会の委員には、全議員を指名いたします。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました全議員を、議会改革活性化特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 12 時 6 分

再 開 午後 12 時 7 分

再開いたします。

ただ今、議会改革活性化特別委員会において、委員長並びに副委員長の互選がなされ、その報告が議長の手元に参っております。事務局長に朗読させます。

事務局長（内山君）

朗読いたします。

議会改革活性化特別委員会委員長に金子利生委員、副委員長に眞島秀樹委員が選任された旨の報告がございました。

以上でございます。

（日程第 34 所管事務調査の申し出について）

議 長（大野君）

日程第 34、所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長（内山君）

別紙により朗読

議 長（大野君）

委員会の所管事務調査の申し出についてご意見はございませんか。

（ありませんの声）

ご意見がないようですので、お諮りいたします。所管事務調査は申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、所管事務調査は申し出のとおり決定いたしました。

(日程第 35 議員の派遣について)

議 長 (大野君)

日程第 35、議員の派遣についてを議題といたします。

事務局長に朗読をさせます。

事務局長 (内山君)

別紙により朗読

議 長 (大野君)

議員の派遣についてご意見はございませんか。

(ありませんの声)

ご意見がないようですのでお諮りいたします。議員の派遣については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、原案どおり決定いたしました。

(閉会宣言)

議 長 (大野君)

お諮りいたします。今期、定例会に付議されました事件の審議は全て終了いたしましたので、これをもって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議を閉じます。

令和5年第2回秩父別町議会定例会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

閉 会 午後 12 時 11 分